

あなたのお金と情報が危ない!

～そのメール詐欺かもしれません～

最初は決して信用せずきちんと確認を!

詐欺被害では電話の「オレオレ詐欺」、「振り込み詐欺」、「還付金詐欺」が有名ですが、メールを使った詐欺被害も数多くあります。最近の迷惑メールは、悪質化、巧妙化していて、気をつけないとお金や情報をだまし取られる被害につながるケースが多くなっています。

架空請求メール

例: お客様の利用料金が未納となっています。本通達からご連絡がいただけない場合、法的手続きにより強制徴収となります。

◎**架空の請求に支払いの必要はありません!**

身に覚えのないサイトから登録料や情報料などの利用料金を請求される「架空請求メール」。慌てて連絡してしまうと、何度も督促を受けたり、脅される被害に遭う可能性があります。

宅配の不在通知を装うメール

例: お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。

◎**荷物の配達を装う偽メールに注意!**

宅配業者や郵便局になりすまし、荷物の不在通知や発送完了などのお知らせを装い、記載のリンクをタップさせ、偽サイトへ誘導し不正なアプリをインストールさせようとするしたり、個人情報を入力させようとするものです。スマホを外部から操作されたり、身に覚えのない請求が発生する被害もあります。

目指せ全問正解 消費生活クイズ! (A or B)

Q1 ネット通販で一目ぼれして買った服。届いたので早速着てみたけれど、自分には似合わなかった。返品できる?

A 「返品不可」と書かれていれば、原則、返品できない

B クーリング・オフをすれば無条件で返品できる

Q2 友人から「簡単に稼げる」というあやしい投資話を勧められたが、費用が高額なので断りたい。どうする?

A 「興味はあるけれど、お金がないので」と遠回しに断る

B 「契約しない」ときっぱり断る

Q3 エステの無料体験後、強引に勧められて高額なエステコースを契約した。未成年で、親にも相談していなかった。契約を取り消せる?

A 契約を取り消せる

B 契約を取り消せない

大手通販企業をかたるメール

例: 「重要」今すぐあなたのアカウントを確認してください。アカウントはセキュリティ上の理由でロックされています。

◎**大手通販企業を騙るフィッシング詐欺**

Amazonや楽天などの注文メールや発送の連絡、アカウントの確認などを装ったメール。アカウントに異常があると不安をあおり、詐欺サイトへ誘導しログイン情報をだまし取るなどの手口です。日頃利用しているネットショッピング事業者などからのメールで、思わず開けてしまうことを狙っています。

銀行やクレジットカード会社になりすました偽メール

例: ○○銀行です。登録されている情報が流出した可能性があります。安全のためパスワードの変更をお願いします。

◎**ズバリ、お金を狙う詐欺**

金融機関やカード会社になりすまして個人情報をだまし取るメールです。緊急性を強調するメールにだまされ、口座番号などのアカウント情報を取られてしまえば口座の預金を引き出されてしまいます。金融機関やクレジットカード会社では、IDやパスワード、暗証番号の入力を依頼するメールは送りません。

詐欺メール だまされないための3つのポイント

開かない

あやしいメール、身に覚えのないSMSは、最初から開かない方が安全です。

タップしない

フィッシングメールのURLは、詐欺サイトにつながるリンクが埋め込まれています。

入力しない

個人情報や銀行口座、カード番号の入力を求められたら、まず詐欺を疑いましょう。

▶問い合わせ先= 上三川町消費生活センター(上三川町役場1階 地域生活課内)

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午・午後1時～4時

電話番号 ☎ 9153 (消費者ホットライン「188」でもつながります)

【消費生活クイズ(3ページ) 答え】

Q1 A 通信販売ではクーリング・オフできない。利用規則に従う。表示がない場合は商品を受け取った日から8日以内であれば返品できる(返品費用は消費者負担)。

Q2 B クレジットや借金を勧められるケースもある。断りにくいと思っても断るときははっきり伝える。

Q3 A 未成年者が親の同意を得なければ取り消すことができる。ただし、親の同意を得ていると嘘をついて相手を信用させた場合や、小遣いの範囲の契約は取り消せない。契約期間が1か月を超え、総額5万円以上のエステでは、成人であってもクーリング・オフや中途解約ができる。